

2017年4月14日

様

一般社団法人 日本音楽著作権協会
(JASRAC)

演奏部長 盆子原 久長



使用料規程「音楽教室における演奏等」の文化庁への届出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会のご業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会より2017年2月20日付けで貴社（殿）宛てに送付いたしました「使用料規程『音楽教室における演奏等』の制定と、楽器教室における演奏等の使用料徴収の開始について（ご通知）」に対し、2017年3月1日付けで「使用料規程案『音楽教室における演奏等』について（回答）」と題する書面をいただきました。

同書面では、本件の対応について、「音楽教育を守る会」（東京都目黒区下目黒3-24-22 一般財団法人ヤマハ音楽振興会内、代表三木渡様）に委任した旨のご回答をいただいております。しかし、「音楽教育を守る会」から送付された書面（別紙1、別紙2）は、「音楽教育を守る会」について著作権等管理事業法に規定する使用料規程の協議を前提とした団体ではないとした上、音楽教室における著作物の利用に著作権法22条に規定する演奏権が及ばないとの自らの見解を述べているにすぎません。については、貴社（殿）には、使用料規程案「音楽教室における演奏等」についての具体的な意見はないものと理解し、同規程実施のため、著作権等管理事業法の規定に基づいて文化庁長官に届出を行う際、その旨を付言することと致します。

なお、使用料規程案に関する具体的なご意見がございましたら、来る4月28日までに当協会演奏部宛てに書面にてお寄せください。

末筆ながら、皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

添付書類

別紙1 2017年3月31日付け「音楽教育を守る会について（回答）」

別紙2 2017年3月31日付け「使用料規程案『音楽教室における演奏等』について（回答）」

ADD.....〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12

TEL.....03-3481-2167(部署直通) FAX.....03-3481-2152

MAIL TO.....enso@pop02.jasrac.or.jp

HP.....http://www.jasrac.or.jp